

県南広域振興局長告示第125号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、夏川沿岸土地改良区（一関市）から役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成26年7月18日

県南広域振興局長 遠藤達雄

1 就任

監事

佐藤春雄	一関市花泉町油島字日向平64番地2
千葉隆之	〃 〃 涌津字沼畑45番地
及川勝	〃 〃 永井字鞍懸山163番地

2 退任

監事

及川信夫	一関市花泉町油島字日向平119番地2
岩渕逸雄	〃 〃 涌津字浪打前22番地
佐藤富夫	〃 〃 永井字鞍懸山96番地